

国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則

(平成16年4月1日総長裁定)

～ (略) ～

(異常圧力内作業手当)

第9条 異常圧力内作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 教職員が、高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事したとき。
- 二 教職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき。
- 三 教職員が潜水船（海洋研究開発機構に所属する「しんかい6500」に限る。）に乗り組んで潜水して行う海中又は海底の観測又は調査の作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第1号の作業 作業に従事した時間1時間につき、気圧の区分に応じて次の表に定める額

気 圧 の 区 分	手 当 額
0. 2メガパスカルまで	210円
0. 3メガパスカルまで	560円
0. 3メガパスカルを超えるとき	1,000円

- 二 前項第2号の作業 作業に従事した時間1時間につき、潜水深度の区分に応じて次の表に定める額

潜水深度の区分	手 当 額
20メートルまで	310円
30メートルまで	780円
30メートルを超えるとき	1,500円

- 三 前項第3号の作業 作業に従事した時間1時間につき、教職員の職務の級 (職責調整手当の支給を受ける教職員にあっては、その支給の基礎となる給与規程第5条第2項の規定により決定される職務の級) に応じて次の表に定める額（潜水深度が300メートルを超える海中における作業に従事した場合にあっては、同表に定める額にその100分の30に相当する額を加算した額）

職 務 の 級	手 当 額
一般職俸給表(一)4級以上の級 教育職俸給表3級以上の級	2,200円
一般職俸給表(一)3級及び2級 教育職俸給表2級	1,700円
一般職俸給表(一)1級 教育職俸給表1級	1,400円

- 3 一給与期間の異常圧力内作業手当の額を算定する場合において、当該期間内における第1項第1号、第2号又は第3号の作業に従事した第2項に規定する手当の額の区分ごとの合計時間に10分に満たない端数があるとき又は当該合計時間が10分に満たない

ときは、当該端数時間又は当該合計時間を10分に切り上げる。

(山上等作業手当)

第10条 山上等作業手当は、次の表に掲げる作業の区分に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は作業に従事した日1日につき次の表に掲げる作業の区分に応じた額とする。

作 業 の 区 分	手当額
<p>勤務環境の劣悪な山上の観測点の所在する場所（<del>（気象官署観測業務規程（昭和26年9月25日中央气象台達第23号）第46条の規定に基づく常時観測の対象火山の</del>次の1に掲げる火山における観測点の所在する場所のうち、<del>次の2から4までの</del>いずれかに該当するもの）において、火山現象に関する現地観測の作業に従事したとき</p> <p>1 アトサヌプリ、雌阿寒岳、大雪山、十勝岳、樽前山、倶多楽、有珠山、北海道駒ヶ岳、恵山、岩木山、秋田焼山、岩手山、秋田駒ヶ岳、鳥海山、栗駒山、蔵王山、吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳、日光白根山、草津白根山、浅間山、新潟焼山、焼岳、乗鞍岳、御嶽山、白山、富士山、箱根山、伊豆東部火山群、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島、硫黄島、鶴見岳・伽藍岳、九重山、阿蘇山、雲仙岳、霧島山、桜島、薩摩硫黄島、口永良部島、諏訪之瀬島</p> <p>2 <del>1</del> 通常の観測経路において交通機関又は自動車等を利用することができる最終の地点から徒歩によらなければならない場所で、当該場所までの徒歩による距離が片道1,500メートル以上であり、かつ、その所要時間が片道45分以上の地点に所在するもの</p> <p>3 <del>2</del> 通常の観測経路において交通機関又は自動車等を利用することができる最終の地点から再び交通機関又は自動車等を利用することができる最初の地点までの徒歩によらなければならない区間で、当該区間の徒歩による距離が2,000メートル以上であり、かつ、その所要時間が1時間以上の区間に所在する場所のうち、徒歩を開始する地点から最遠の地点に所在するもの（1に該当するものを除く。）</p> <p>4 <del>3</del> 地方公共団体等の公的機関により、火山の爆発、地殻変動、噴気、有毒ガス等の火山活動による災害から住民、登山者等の生命及び身体を保護する目的をもって、立入禁止、登山規制、立入注意等がなされている区域内に所在するもの（1及び2に該当するものを除く。）</p>	410円
<p>一般職俸給表の適用を受ける教職員が、勤務環境の劣悪な山上等の研究林として次に掲げるものにおいて、チェーンソーを使用して行う伐採の作業、刈払機を使用して行う下刈の作業又は架線を使用して行う集材若しくは運材の作業に従事したとき</p> <p>1 フィールド科学教育研究センター森林ステーション芦生研究林</p> <p>2 フィールド科学教育研究センター森林ステーション北海道研究林〔標茶区〕（11月1日から翌年4月30日までの期間に限る。）</p> <p>3 フィールド科学教育研究センター森林ステーション北海道研究林〔白糠区〕（11月1日から翌年4月30日までの期間に限る。）</p> <p>4 フィールド科学教育研究センター森林ステーション和歌山研究林</p>	260円

～(略)～